

申請書番号...../仏暦 25.....年

担当官.....

日付...../...../仏暦 25.....年

事業譲受のための投資奨励申請書

☐ 譲渡/譲受 ☐ 事業合併

奨励申請者（譲受人）

1. 事業譲渡の場合

株式会社/協同組合/財団.....

英文名（ある場合のみ）.....

登録番号 □□□□□□□□□□□□□□ 登録日付

登録資本金.....バーツ 払込済資本金.....バーツ

所在地.....

市..... 県..... 国..... 郵便番号.....

電話番号..... 携帯番号..... FAX 番号.....

E メール..... ウェブサイト.....

最新の年度の財務諸表日付..... 資産.....バーツ

負債.....バーツ 株主資本.....バーツ

注） 商業登記簿本、直近の株主名簿(Bor.Or.Jor.5)または株式分布状況レポート、直近年度の財務諸表（ある場合のみ）を添付してください。

2. 事業合併の場合

2.1 合併申請者 氏名.....国籍.....

住所.....

市..... 県..... 国..... 郵便番号.....

電話番号..... 携帯番号..... FAX 番号.....

E メール.....

2.2 合併事業法人名（ある場合のみ）

2.3 事業合併後の財務状況

登録資本金.....バーツ 資産.....バーツ

負債.....バーツ 株主資本.....バーツ

3. 株主構成 タイ国籍の個人.....% タイ国籍の法人.....%

外国籍の個人/法人 国籍.....% その他の国籍.....%

4. 譲渡日/合併期日

注） 事務局は Por.Por09 もしくは資産台帳などの証拠書類により、譲渡日を検討する。

5. 譲受対象プロジェクト ☐ 事業の全て ☐ 一部の事業のみ

5.1 奨励証書番号.....日付

.....

業種.....

工場/事業立地 ☐ 奨励証書の所在地

☐ 下記に変更する.....

商品	生産能力	単位
労働時間時間/日日/年		

5.2 譲受プロジェクトの金額合計.....百万バーツ

5.3 登録資本金 ☐ 登録資本金を増やさない ☐ 登録資本金を.....百万バーツ増やす。**6. 機械、原材料、必要資材、ものかつ権利および義務の譲受**

☐ 奨励申請者は、譲渡人より奨励を受けた機械、原材料、必要資材、ものかつ権利および義務を譲受する。また、奨励申請者は譲り受けた機械、原材料、必要資材および物を当該の事業の条件に従って引き継ぐ。但し、譲り受ける機械、原材料、必要資材および物は以下の通りである。

6.1 事業の全てを譲渡する場合☐ 事業譲渡人のプロジェクト内の全ての機械

☐ マスターリスト(BIRLMML)に明記される残りの原材料、必要資材および物の詳細は添付書類に示される。(奨励申請者および譲渡人はマスターリスト(BIRLMML)および原材料、必要資材の詳細を示す書類にも署名をしなければならない。)

☐ 譲渡人より、機械、原材料、必要資材およびものを譲り受けない。また、譲渡人は添付したマスターリスト(BIRLMML)通りに原材料、必要資材および物を全てストック・カット済ませた。

6.2 一部の事業のみ譲渡する場合☐ 添付書類に明記される機械**6.3 事業合併の場合(事業の全ての譲受)**☐ 譲渡人のプロジェクト内の全ての機械、原材料、必要資材および物

尚、奨励申請者はプロジェクトの条件の詳細、機械、原材料、必要資材および物の輸入税免除/減税の恩典を承知する。譲渡人により、譲り受けるプロジェクトの条件、売買、輸入かつ権利および義務に関する書類を既に取得した。また、奨励申請者は機械および原材料輸入税免除/減税の恩典を受ける場合、☐ バンコク本部 ☐県の地方投資経済センターに問い合わせること。

7. 担当者名.....電話番号.....E メール.....

8. 事務局に対するプロジェクト説明の希望日程

プロジェクト説明の希望日程 ¹⁾		
希望日.....	時間帯.....	または
希望日.....	時間帯.....	または
希望日.....	時間帯.....	

注 1) 申請書提出日より 10 日間以内、日程を確定し、プロジェクト説明をしてください。間に合わない場合は、理由を伝えてください。

私は上記の記載内容はすべて事実であり、私の知る限りにおいて正しい事を保証する。

(署名)代表者 (署名)申請者

(.....) (.....)

日付.....

注)

1) 被奨励者が事業を廃業する、第三者と合併するまたは第三者に譲渡する場合、当該の奨励証書は**廃業/合併/譲渡日より 3 ヶ月後**無効とし、その期間に奨励申請書を提出すること。尚、認可した場合は、以前の被奨励者が受ける恩典を付与される。(仏暦 2520 年投資奨励法**第 56 条**を参照してください。)

2) **事業合併** 奨励プロジェクトの恩典行使のため、合併日に奨励証書を発行するために合併日以前に奨励申請書を提出すること。

3) 以下の条件に従って事業譲渡/譲受を行うこと。

- **譲渡人**は奨励証書に明記した条件に従うこと。

- **譲受人**はプロジェクト認可基準に従って債務自己資本比率を持つこと。

4) 一部の事業の譲渡とは、プロジェクトに商品を 1 つ以上有し、当該の商品の製造ライン全て譲渡希望の場合、事業譲渡/譲受を行った場合には、双方の残りの事業は全て投資奨励の基準に則し、奨励対象の項目に適合すること。

5) 会社が設立されている場合は、代表者の署名および法人登録証明書通りの社印が必要となる。

6) 譲渡人により輸入された機械、原材料、必要資材およびものを奨励申請者に譲渡希望があるが、輸入税免除/減税措置を受けていない場合、当該の措置を受ける希望がある場合、申請書提出の前に譲渡人の権限において受けること。

7) 事業譲受に、奨励申請者に譲渡しない輸入税免除/減税措置を受けている機械、原材料、必要資材およびものは申請書提出の前に、譲渡人により既に支払い義務を確定された。また、譲受人は申請書とともに添付したマスターリスト (BIRLMML) に示す残りの原材料、必要資材およびものを全て譲り受ける。事務局が認可した場合、譲渡人は原材料、必要資材およびものに対する放出の権限を停止する。

8) 申請書とともに添付したマスターリスト(BIRLMML)は譲受用のプロジェクトのみの原材料マスターリストでなければならない。結合許可申請で他のプロジェクトの原材料がマスターリストに含まれる場合、申請書提出の前に譲渡人はマスターリスト分離許可申請をしなければならない。

事業譲渡申請書

被奨励者（譲渡人）

1. 会社/協同組合/財団.....
2. 株主総会/取締役会の決議日付.....により、事業譲渡を認可し、
☐ 事業の全て ☐ 一部の事業を.....（譲受人）に譲渡する。
 奨励証書番号.....日付.....
3. 譲渡希望のプロジェクトは.....業種に奨励を受けた。
 工場/事業立地場所.....

商品	生産能力	単位
労働時間時間/日日/年		
第 25 条および第 26 条	付与される	
第 27 条	☐ 付与されない ☐ 付与される	
第 28 条の 29	☐ 付与されない ☐ 付与される日まで	
第 30 条	☐ 付与されない ☐ 付与される年間	
第 30 条の 1	☐ 付与されない ☐ 付与される年間	
第 31 条の第 1、2 段落および第 34 条	☐ 付与されない ☐ 付与される年間 収入発生日.....	
第 31 条の 1	☐ 付与されない ☐ 付与される年間	
第 31 条の 2	☐ 付与されない ☐ 付与される年間	
第 32 条	☐ 付与されない ☐ 付与される年間	
第 35 条の第 1 項	☐ 付与されない ☐ 付与される日まで	
第 35 条の第 2 項	☐ 付与されない ☐ 付与される日まで	
第 35 条の第 3 項	☐ 付与されない ☐ 付与される日まで	
第 35 条の第 4 項	☐ 付与されない ☐ 付与される日まで	
第 36 条の第 1 項および第 2 項	☐ 付与されない ☐ 付与される年間.....日まで	
第 37 条	☐ 付与されない ☐ 付与される	
操業許可の条件に対しての実施	操業開始期限日 ☐ 条件通り操業許可取得 ☐ 条件通り操業許可取得していない	
免除される法人所得税の上限	パーツ	
免除措置を受ける法人所得税の金額	パーツ	
機械および原材料の措置利用申請書の提出先	☐ バンコク本部 ☐県の地方投資経済センター	

4. 審査用添付書類

☐ 株主総会の決議（株式会社/協同組合/財団の場合） または

事業譲渡に関する取締役会の決議（公開会社の場合）

☐ 最新の法人登録証明書及び株主名簿（BorOorJor5）の写し

☐ 最新版の財務諸表（ある場合のみ）

5. 事業譲渡理由.....

6. 譲渡人との関係.....

7. 担当者連絡先

氏名.....
住所.....
市..... 県..... 郵便番号.....
電話番号..... FAX 番号..... 携帯番号.....
E メール..... ウェブサイト.....

私は上記の記載内容はすべて事実であることを保証する。

（署名）代表者 （署名）署名権限者

（.....） （.....）

日付.....

注) - 会社が設立されている場合は、代表者の署名および法人登録証明書通りの社印が必要となる。

- 譲渡人により輸入された機械、原材料、必要資材およびものを奨励申請者に譲渡希望があるが、輸入税免除/減税措置を受けていない場合は、当該の措置を受ける希望の際、申請書提出の前に譲渡人の権限において受けること。

- 事業譲受に、奨励申請者に譲渡しない輸入税免除/減税措置を受けている機械、原材料、必要資材およびものは申請書提出の前に、譲渡人により既に支払い義務を確定された。また、譲受人は申請書とともに添付したマスターリスト(BIRLMML)に示す残りの原材料、必要資材およびものを全て譲り受ける。事務局が認可した場合、譲渡人は原材料、必要資材およびものに対する放出の権限を停止する。

- 申請書とともに添付したマスターリスト(BIRLMML)は譲受用のプロジェクトのみの原材料マスターリストでなければならない。結合許可申請で他のプロジェクトの原材料がマスターリストに含まれる場合、申請書提出の前に譲渡人はマスターリスト分離許可申請をしなければならない。

譲り受ける原材料、必要資材およびものの詳細

奨励申請者は.....会社（事業譲渡人）奨励証書番号.....日付.....により、

原材料および必要資材を譲受する。

番号	原材料、必要資材およびものの 名（請求書を参照する）	数量	単位	請求書の参照		利用する法人税免除/ 減税の措置		輸入申告書番号
				番号	日付	番号	日付	

（署名）.....奨励申請者

（署名）.....譲渡人

（.....）

（.....）

日付.....

日付.....

譲り受ける機械の詳細

奨励申請者は.....会社（事業譲渡人）奨励証書番号.....日付.....により、

機械を譲受する。

[illegible]

(署名)獎勵申請者

(署名)譲渡人

(.....)

(.....)

日付.....

目付.....